

損傷制御に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

損傷制御に関する事項

改正理由

- (1) 2005 年 5 月に開催された IMO 第 80 回海上安全委員会 (MSC80) において, 主として損傷時復原性に関わる要件を改める SOLAS 条約第 II-1 章の改正が決議 MSC.194(80)として採択された。このため, 2008 年 2 月 27 日付一部改正にて必要な改正を行っている。

その後, 国内において, SOLAS 条約第 II-1 章の改正に対応した国内法の見直しが行われ, 2008 年 10 月 29 日付国海安第 117 号の 2 にて関連省令の一部改正が公布された。このため, 上記改正省令に基づき, 2009 年 4 月 15 日付一部改正にて関連規定の見直しを行った。

しかしながら, 損傷時復原性に関する要件について, 上記改正省令と NK 規則の一部の要件について差異が生じていることから, 関連省令と NK 規則との整合を図るため, 関連規定を改めた。

- (2) 2007 年 10 月に開催された IMO 第 83 回海上安全委員会 (MSC 83) において, 損傷制御図の記載事項及び船長への情報提供に関する指針が承認され, MSC.1/Circ.1245 として回章されている。

このため, MSC.1/Circ.1245 に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 改正省令に基づき, 損傷時復原性に関する要件の適用を改めた。
- (2) 損傷制御のための資料として, C 編 4 章又は CS 編 4 章が適用となる船舶にあっては, 損傷時復原性に関する資料を備え付ける旨規定した。
- (3) 損傷制御図及び小冊子の言語に関する規定を追加した。